告　示

埼玉県告示第八百十一号

　平成二十八年埼玉県告示第二百四十三号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十九日終了した旨測量計画機関である嵐山町から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号) 第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

　　平成二十八年六月十日

埼玉県知事　上　田　清　司